



小諸市産後ショートステイ事業

出産後のお母さんで下記に該当する方は医療機関または助産所に宿泊し心身のケアや育児のアドバイスが受けられます。



1 対象となる方：下記のすべてにあてはまる方が対象となります。

- ・市内に住所を有する、生後3か月未満の赤ちゃん及びお母さん
- ・お母さん赤ちゃんともに医療処置の必要ない方
- ・お母さんの体力の回復の心配や育児不安などにより希望する方

2 利用できる期間：7日間までで希望する日数

ただし、利用の延長を希望する場合はご相談ください。

3 利用できる施設と料金：（裏面参照）

- ・利用を希望される方に申請書・各施設のパンフレットをお渡しします。

4 支援の内容

- ① お母さんの心身の健康管理及び生活面に関すること
- ② 乳房管理に関すること
- ③ 沐浴や授乳等の育児に関すること
- ④ その他必要とすること

5 利用までの流れ



① 申請（事前申請が必要）

健康づくり課へ、小諸市産後ケア事業利用申請書を提出
利用を希望される状況等の確認のため、申請時に面接をさせていただきます。

② 受け入れの確認

市から受け入れ施設に確認
施設の空き状況等によっては、希望通りの利用ができない場合があります。

③ 利用の可否について

申請者へ利用承認（不承認）通知書の交付

④ 利用の詳細の確認

利用承認決定後、申請者より施設へ事前に連絡し、利用の詳細等について確認
妊娠中に申請された場合は、出産後利用日が決まったら、健康づくり課と施設に必ず連絡をしてください。

⑤ 利用・支払い

利用後、利用施設への支払い

- ・利用日数分の利用者負担額
- ・食費、衣服等の洗濯料または賃貸料、乳児のミルク及びおむつ代等

6 申請書類

- ・小諸市産後ケア宿泊型事業利用申請書
- ・転入等により小諸市で課税状況の確認ができない場合は、前住所地の課税証明書が必要となります。詳細はお問い合わせください。

♡利用できる施設・料金等♡

- ①1日の利用料金は、お母さん及び赤ちゃん1人または、双子の利用料金です。
 ②利用者は、利用日数分の利用者負担額を直接利用施設にお支払いください。
 ③食費、衣服等の洗濯料または賃貸料、乳児のミルク及びおむつ代は含まれませんので、全額自己負担となります。利用者負担額とは別に利用施設からの請求額をお支払いください。

施設名	住 所	電 話		1日の利用者 負担額		1日の 市負担額	1日の 利用料金	
浅間南麓 こもろ 医療 センター	小諸市相生 町 3-3-21	0267- 22-1070	一般	1～5 日	2, 400	22, 100	24, 500	
				6 日以上	4, 900	19, 600		
			双子	1～5 日	4, 000	28, 500	32, 500	
				6 日以上	6, 500	26, 000		
			市民税 非課税世帯	0		24, 500	24, 500	
			生活保護世帯	0		24, 500	24, 500	
佐久市立 国保浅間 総合病院	佐 久 市 岩 村 田 1862-1	0267- 67-2295	一般	1～5 日	3, 184	25, 236	28, 420	
				6 日以上	5, 684	22, 736		
			双子	1～5 日	3, 792	27, 668	31, 460	
				6 日以上	6, 292	25, 168		
			市民税 非課税世帯	0		28, 420	28, 420	
			生活保護世帯	0		28, 420	28, 420	
佐久医療 センター	佐久市中込 3400 番 地 28	0267- 62-8181	一般	1～5 日	2, 700	23, 300	26, 000	
				6 日以上	5, 200	20, 800		
			双子	1～5 日	3, 300	25, 700	29, 000	
				6 日以上	5, 800	23, 200		
			市民税 非課税世帯	0		26, 000	26, 000	
			生活保護世帯	0		26, 000	26, 000	
				1 泊 2 日の 利用者負担額		1 泊 2 日の 市負担額	1 泊 2 日の 利用料金	
助産所 とうみ	東御市鞍掛 198 番地	0268- 62-0168	一般	1 泊 2 日	2, 000	33, 000	35, 000	1 泊 2 日以 降は、1 日 につき利 用者負担 額がかか ります。
				3～5 日	4, 500	30, 500		
				6 日以上	7, 000	28, 000		
			双子	1 泊 2 日	3, 000	37, 000	40, 000	
				3～5 日	5, 500	34, 500		
				6 日以上	8, 000	32, 000		
			市民税 非課税世帯	0		35, 000	35, 000	
			生活保護世帯	0		35, 000	35, 000	





※利用年度により、料金に変更となる場合があります。

【利用者負担額について】

課税世帯:1日の利用料金に対し2割とし、うち1~5日(通算)までは1日当たり2500円を差し引いた額となっています。

非課税世帯:1割となりますが利用料減免加算1日当たり5,000円を差し引いた額となるため利用者負担額は0円となっています。

生活保護世帯:利用者負担はありません。

小諸市役所
健康づくり課 保健予防係
電話: 0267-25-1880